

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社丸井グループ			コード	8252
提出日	2020/6/11	異動（予定）日	2020/6/29		
独立役員届出書の 提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岡 島 悦 子	社外取締役	○										△					有
2	田 口 義 隆	社外取締役	○										○					有
3	室 井 雅 博	社外取締役	○										△					有
4	高 木 武 彦	社外監査役	○													○		有
5	鈴 木 洋 子	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	岡島悦子氏は、株式会社プロノバの代表取締役であり、当社は、2014年度ならびに2015年度において、ダイバーシティ（多様性）、女性の活躍推進に向けた研修のサポートをしていただきました。なお、同社への当社の支払額は、当該両年度中最大で4百万円でした。	岡島悦子氏は、会社経営の経験と幅広い見識を有し、当社の社外取締役として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。
2	田口義隆氏は、当社グループの取引先である西濃運輸株式会社およびセイノスーパーエクスプレス株式会社の代表取締役を務めておりますが、直近事業年度において当社子会社が店舗内配送業務等の受託料として計上した金額は26百万円、当社連結売上収益に占める割合は0.01%であり、当社の「社外役員独立性基準」を満たし、かつ、実質面においても独立性への影響はございません。	田口義隆氏は、会社経営の経験と幅広い見識を有し、当社の社外取締役として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。
3	室井雅博氏は、当社を取引先とする株式会社野村総合研究所の取締役を務めておりましたが、2017年6月をもって退任いたしました。なお、退任前の直近事業年度における同社への当社の支払額は8百万円でした。	室井雅博氏は、会社経営の経験と幅広い見識を有し、当社の社外取締役として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。
4		高木武彦氏は、税務・会計の専門家としての経験と幅広い見識を有し、当社の社外監査役として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。
5		鈴木洋子氏は、弁護士としての高い専門性に加え、他企業での社外取締役監査委員等としての豊富な経験と高い見識を有し、当社の社外監査役として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される客観的な立場にあり、独立役員として適任であります。

4. 補足説明

社外役員独立性基準 株式会社丸井グループ（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、当社における社外役員（社外取締役および社外監査役をいい、その候補者を含む）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目をすべて満たす場合、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。 1. 現に当社および当社の関係会社（以下、あわせて「当社グループ」という）の業務執行者（注1）ではなく、かつ就任前10年以内に業務執行者であったことがないこと。 2. 当社グループを主要な取引先としている者（注2）、またはその業務執行者でないこと。 3. 当社グループの主要な取引先（注3）、またはその業務執行者でないこと。 4. 当社の議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者でないこと。 5. 当社グループが総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者でないこと。 6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。 7. 当社グループから多額の金銭その他の財産（注4）による寄付を受けている者でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。 8. 当社の会計監査人でないこと。なお、会計監査人が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。 9. 過去5年間ににおいて、上記2～8までに該当していた者でないこと。 10. 近親者（注5）が上記の2から8までのいずれか（6号および8号を除き、重要な業務執行者（注6）に限る）に該当する者でないこと。 11. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者でないこと。 注1：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、会社以外の法人・団体の理事、その他これらに類する役職の者および会社を含む法人・団体の使用人等をいう。 注2：「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 1.当社グループに対して商品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう、以下同様とする）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの連結売上高（連結売上収益）または総収入金額の2％を超える者。 2.当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの負債総額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの当該事業年度末における連結総資産の2％を超える者。 注3：「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 1.当社グループが商品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1,000万円以上でかつ当社グループの連結売上収益の2％を超える者。 2.当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの負債総額が1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2％を超える者。 3.当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2％を超える者。 注4：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。 注5：「近親者」とは、配偶者および二親等内の親族をいう。 注6：「重要な業務執行者」とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。 注7：「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。